

大東監告示第4号

定期監査等結果に対する措置の状況について

令和5年度第2回定期監査等の結果に対し、執行機関が講じた措置について通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表します。

令和6年10月23日

大東市監査委員 乗本良一

大東市監査委員 小南いちお

【担当 監査委員事務局】

令和5年度第2回 定期監査等の結果に対する措置の状況

教育給務部

【学校管理課】

監査委員 指摘事項
<p>(1) 給食費の徴収について</p> <p>給食費の徴収については、督促以後の催告は1年に1回程度しか行われておらず、効果的なタイミングとは言い難い。対象者が多いので対象者に応じたアクションは難しいかもしれないが、可能な限り対象者個々に催告方針を立て、これに沿った催告を行い、納付率向上を目指されたい。又、教職員の滞納も毎月のように認められる。このような事実は言語道断である。学校教育政策部と連携して納入勧奨を実施していることは評価するが、更にその取り組みを強化すべきであるとともに、教職員本人が自覚し、自発的に滞納の解消を促すように取り組まされたい。</p>
学校管理課 措置状況
<p>給食費の徴収につきましては、今年度においては、催告書送付に加え、納付がない場合は訪問徴収の強化も取り入れて、徴収率向上に向けて一層努力していきたいと考えております。</p> <p>教職員の滞納につきましては、現在、全員完納となり、今後においても滞納者を生み出すことなく、学校教育政策部との連携の下、滞納・未納者が判明した時点で、直接、校長・教頭等管理職に連絡を行い、速やかな納付を促す方向で考えております。</p> <p>また、来年度以降、教職員の給食費の徴収方法を給与天引きに切り替える方法を現在模索しているところであり、実現可能となれば、今後は、滞納・未納者の発生について未然防止出来ると考えております。</p>

【教育企画室】

監査委員 指摘事項
<p>(2) 報酬の支払時期について</p> <p>(仮称) ほうじょう学園の設置に関する検討委員会の委員参加報酬については、9月末時点で、それまでに開催された3回分の報酬が支払われていない。大東市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例第4条第3項には「月額による報酬並びに前項に規定する報酬及び費用弁償は、その都度支給する」と定められていることから、当該規定を順守されたい。</p>
教育企画室 措置状況

指摘を受け、その後は支払いに必要な書類が整い次第、支払事務を行いました。引き続き、規定を順守し、都度支給するようにいたします。

【野崎青少年教育センター】、【北条青少年教育センター】、【家庭・地域教育課】

監査委員 指摘事項

(3) 例規の見直しについて

青少年教育センターの業務の中で利用者の登録を行う行為、利用形態別に定められた利用時間は、センターの運営事項において極めて重要な事項であることから、市民への公表媒体でもある市の例規に規定するよう検討されたい。又、これは具体例であり、家庭教育支援業務など、それぞれの業務ごとに例規に根拠を求めるとともに、実際の業務と例規の規定に齟齬がないか、日常的に確認し、齟齬がある場合は速やかに改正されたい。

野崎青少年教育センター・北条青少年教育センター 措置状況

ご指摘のとおり、施設利用に伴う「登録」の手続や利用形態別の時間区分など、利用者に対して一定の義務を課すような取扱いにつきましては、例規への規定が必要と考えております。

運用の見直しも含め、教育総務課及び両センターにおいて確認作業を進めており、条例施行規則の中で規定する方向で、進めております。

家庭・地域教育課 措置状況

家庭教育支援事業につきましては、要綱の策定に向けて調査・検討しているところです。

【野崎青少年教育センター】、【学校管理課】

監査委員 指摘事項

(4) 契約事務について

契約事務においては、他の定期監査で不備を指摘しているところである。今回の監査においては、適正に事務執行されている部署もあったが、野崎青少年教育センターや学校管理課では細かな点で適正とは言い難い状況であった。起案における随意契約の理由、委託契約の理由、事業者選択理由の欠落のほか、契約締結起案に添付の見積書において、日付が空欄であるもの、複数徴取していないもの、あるいは契約金額を抑えて随意契約とするための分割が疑われるものなどが少なからず存在した。これらの部署においては契約事務に携わる職員1人ひとりが契約事務に関する知識と見識を高めるとともに、その上司にあっては適正な契約事務をOJTで身に付けさせ、適正な契約事務を執行されたい。

野崎青少年教育センター 措置状況
<p>実施起案における随意契約の理由の記載について、また添付する見積書の日付の記入漏れなどで不備がございましたが、これらに対しましては是正の措置を講じているところで、今後におきましても本市の随意契約ガイドラインに則って、適正な契約事務を執行してまいります。</p>
学校管理課 措置状況
<p>指摘を受けた事項に関して、課の職員に周知し、適正な文書作成が徹底されるよう、起案前の十分な確認作業を指導しました。また、決裁する上位の職員の側でも、これまで以上に起案文書の内容を確認するよう努めており、不備のない起案文書を作成するという意識が課内に浸透するよう取り組んでおります。</p> <p>随意契約に関しては、改めて、地方自治法施行令第167条の2第1項の趣旨・内容を確認するよう指導するとともに、それを適用することを判断した根拠や経緯について、十分な説明が求められる契約方法であることを、契約担当課からの通知文書等を用いて、課の職員に周知しました。</p>

【教育総務部 各課】

監査委員 指摘事項
<p>(5) 文書事務について</p> <p>本市では今年度4月半ばから文書管理・電子決裁システムを稼働させている。初年度である今年度は、職員は試行錯誤しながら使用している状況であり、伺い文で起案の意思決定の内容が不十分なもの、完了の処理が行われていないもの、文書ファイル情報が入力されていないものや、相手方への送付文書案が施行情報と添付情報のどちらに入力するか統一されていないなどといった不適切な取扱いがあった。文書管理・電子決裁システムによる起案文書については、文書担当課が作成するマニュアルに基づき統一的で入力漏れがないように作成されたい。</p>
教育総務部 各課 措置状況
<p>【教育総務課】</p> <p>令和6年度からの「文書管理・電子決裁システム」の運用見直しを踏まえ、文書主任を中心に各決裁ラインの管理・監督者が適正な運用に向けた助言・指導を各起案者等に行っております。</p> <p>また令和5年度文書につきましては、文書主任から課内の事務職員に対し、文書ファイル情報が入力されていない「未綴じ込み文書」の綴じ込み処理や、「未完結文書」の完結処理について周知を行ったところであり、令和6年度中に処理を完了し、令和7年度に控える文書引継時に支障をきたすことのないよう取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>【学校管理課】</p>

各職員がマニュアルに記載されている内容を十分に確認することは当然のこととして、課内でお互いに情報交換を行いながら事務処理をすることにより、統一的で誤りのない運用がなされるよう取り組んでおります。また、多くの起案に携わる上位の職員の側でも起案内容の点検を強化し、電子決裁ルールの沿った適切な運用がなされるよう努めております。

【家庭・地域教育課】

文書管理・電子決裁システムにおける事務処理につきましては、令和6年3月25日付け大東総第11665号にて通知がありました、「文書管理・電子決裁システム運用マニュアル（改訂版）」に基づき適正に実施しております。

【教育企画室】

文書管理・電子決裁システムによる起案文書については、「文書管理・電子決裁システム 運用マニュアル」に基づき、適切に作成してまいります。

【野崎青少年教育センター】

事業の流れが分かりづらい文書保存となっていたところは改善し、全体像が把握しやすい適正な文書管理を行ってまいります。

【北条青少年教育センター】

ご指摘のありました不備に関しましては、可能な限り見直しを行い改善いたしました。今年度の文書管理・電子決裁システムの変更にに基づき、マニュアルに基づいた文書処理を行うよう努めてまいります。